

【ユーアイクラブ】企業主導型ベビーシッター制度 「Q&A」

NO.1

利用基準（申請基準）について

Q：ユニー(株)・UDリテール(株)・(株)UCS・(株)サン総合メンテナンスの所属であれば、誰でも利用可能ですか？

A：ユーアイクラブ会員のみとなります。（社員・選任社員）

Q：子どもの対象年齢は何歳までですか？

A：小学校3年生までの児童が対象となります。

※但し「身障者手帳」「療育手帳」の交付を受けている児童は“小学校6年生”までの利用が認められます。

Q：子どもの祖母（祖父）ですが、制度の利用は可能ですか？

A：利用者は、お子様の両親に限られています。それ以外のご家族の利用は対象外となります。

Q：夫婦共働きで、妻（夫）はユーアイクラブ会員ではありませんが、制度利用は可能ですか？

A：利用可能です。

Q：単身赴任のため、一人で子どもの面倒を見ていますが、制度利用可能ですか？

A：利用可能です。

Q：料理や子ども部屋の掃除もお願いしたいのですが、可能ですか？

A：不可です。

あくまでもシッター業務のみで、家庭内における保育や子どものお世話に限ります。

料理：保護者があらかじめ作っておいたご飯を子どもに食べさせることは可能です。

掃除：子どもと遊ぶ範囲で玩具等を片付けることは可能です。

割引券の利用について

Q：割引券はどのように申し込むのですか？

A：所定の申請用紙を使い、ユーアイクラブへ申請してください。

※利用日の1週間前までには、申込みください。

Q：割引券は電子チケットのみと聞きました。

スマホを持っていないのですが、この制度の利用は無理ですか？

A：残念ですが、スマホ（もしくはパソコン）が無い場合、この制度を利用することが出来ません。

ベビーシッター業者ともスマホやパソコンを介して割引券の確認、利用情報の登録も行いますので、必ずスマホ（パソコン）は必要となります。

※紙でのやり取りは、制度上不可となります。

Q：勤務が休日の時にも、割引券の利用は可能ですか？

A：勤務休日に割引券を利用することは出来ません。

Q：割引券の利用上限（上限枚数）はありますか？

A：利用枚数には、以下の上限があります。

1日 → 児童一人あたり「2枚」まで。

1ヶ月 → 一家庭あたり「24枚」まで。

1年 → 一家庭あたり「240枚」まで。

※割引額（1枚：2,200円）

Q：割引券の利用ルールはありますか？（利用上限のルールはありますか？）

A：割引額の合計が、シッター代の総額を超えることは出来ません

シッター代(総額)	「割引券」利用枚数	本人負担額
～2,100円	利用できません	シッター代と同額
2,200円	1枚(2,200円分)	0円
2,300円	1枚(2,200円分)	100円
?		
4,300円	1枚(2,200円分)	2,100円
4,400円	2枚(4,400円分)	0円
4,500円	2枚(4,400円分)	100円
?		
6,600円	2枚(4,400円分)	2,200円

※対象児童が2名であれば、4枚まで「割引券」の利用は可能ですが、その場合でも、割引額の合計がシッター代の総額を超えることは出来ません。

Q：割引券どのように利用するのですか？

A：利用申請（「ベビーシッター割引券申請書」を送付）すると、割引券1枚に付き、1つのURLが発行され、ユアイクラブから、申請者へeメールにて送信されます。

送信されたURLをクリックすると、割引券画面が表示されますので、利用日当日に、画面内の“チケットを利用する”ボタンを押し、その後の指示に従いご利用ください。

Q：割引券を2枚使用する時は、どのように使用するのですか？

A：割引券1枚に付き、1つのURLが発行されますので、利用日当日に1枚ずつ（該当URLをクリックし）割引画面を呼び出し、画面内の“チケットを利用する”ボタンを押し、その後の指示に従いご利用下さい。＜ ※割引券2枚を使用する際は、この画面呼び出しを2回実施します ＞

Q：割引券に有効期限はありますか？

A：年度内（4/1～翌年3/31）が有効期間となります。

Q：利用日前に予約をキャンセルしましたが、割引券は無効になりませんか？（割引券の次回利用は可能ですか？）

A：割引券は無効になりません。（次回ご利用頂けます）

ベビーシッター業者の利用（予約）について

Q：どのベビーシッター業者が利用可能ですか？

A：「全国保育サービス協会」に加盟のベビーシッター業者をご利用ください。協会のホームページ（<http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>）に利用可能なベビーシッター業者が掲載されています。利用される“居住エリア”を指定した上で、ご確認ください。

Q：ベビーシッター業者へはどのように予約するのですか？

A：依頼される業者によって予約方法が変わりますので、業者のホームページ等をご確認ください。

Q：勤務が変更になったので、予約日を変更（キャンセル）したいのですが、どうすればよいですか？

A：シッター日の変更やキャンセルの方法は、予約した業者に直接問い合わせください。

Q：利用日前に予約をキャンセルしましたが、割引券は無効になりませんか？（割引券の次回利用は可能ですか？）

A：割引券は無効になりません。（次回ご利用頂けます）

Q：夜間のシッターも利用可能ですか？

A：シッターを利用される時間帯が勤務と重なるのであれば、制度利用は可能です。

また、「全国保育サービス協会」加盟シッター業者の7割強が夜間対応可能とのことですので、ご予約の際に“夜間の利用も可能か？”を、業者にご確認ください。

その他

Q：多胎児の場合でも、サービス内容は同等でしょうか？

A：多胎児の場合、同じサービスを受けられる上に、さらに別のサービスも利用可能となりますので、ユアアイコン（0587-24-8261）まで、問い合わせください。

Q：制度について、詳細を確認できるサイトを教えてください。

A：全国保育サービス協会

<http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>